

国民年金保険料の学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生でも国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。国民年金保険料の学生納付特例制度とは、所得がない学生が、将来年金を受け取ることができなくなったり、事故などで障がいが残った場合に障害基礎年金を受けられなくなったりすることを防ぐため、本人の申請で保険料の納付が猶予される制度です。

※学生は、学生納付特例だけ利用できます。

学生納付特例制度2つのポイント

☑ 本人の所得だけで審査

本人の所得だけで審査するため、世帯主の所得が高く通常の保険料免除の対象にならない学生でも、本人の所得がない場合は学生納付特例の対象です。

☑ 障害・遺族基礎年金が受給可能に

学生納付特例期間中にけがや病気などで障がいや死亡といった不慮の事故が発生した場合、障がいの状態に応じて障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられます。※障がいや死亡といった事故が発生するまでの国民年金加入期間の3分の2以上の期間、保険料を納付・免除・猶予されていること、または事故直前の1年間に保険料の未納がないことが条件です。

「納付」・「学生納付特例」・「未納」の違い

障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に入るか？

納付	○ 入る
学生納付特例	○ 入る
未納	× 入らない

老齢基礎年金の受給資格期間に入るか？

納付	○ 入る
学生納付特例	○ 入る
未納	× 入らない

老齢基礎年金の年金額に計算されるか？

納付	○ 計算される
学生納付特例	× 計算されない 追納した場合は年金額に計算されます ※追納は保険料が高くなる場合があります
未納	× 計算されない

申請の方法

年金事務所か市市民課国保年金係（市役所1階2番窓口）にある申請書に必要事項を記入し提出してください。申請には、在学期間が分かる在学証明書（原本）か学生証（有効期限・学年・入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）の写しが必要です。詳しくは市市民課にお問い合わせください。

また、マイナポータルから電子申請ができます。詳しくは日本年金機構ホームページでご確認ください。



▲日本年金機構ホームページ

申請は毎年必要です

学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に発生した不慮の事故や病気による障がいや障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますので注意してください。

4月1日現在、あらかじめ届け出のあった在学予定期間が終了していない人には、4月上旬に申請書（はがき）が届きますので、必要事項を記入し返送してください。



過年度分の追納額は？

- 学生納付特例期間は、10年前までさかのぼって追納（後払い）することができます。将来受け取る年金額を増額するためにも追納することをお勧めします。
- 学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
- 保険料の追納には納付書が必要です。住民登録をしている市町村を管轄する年金事務所（本市在住の方は八代年金事務所）で納付書を作成します。

※追納は、保険料が安くなることはありません。経済的に余裕がある場合は、学生納付特例を利用せずに保険料を納付し、さらに口座振替の早割制度や保険料の前納制度の利用をお勧めします。

問合せ 追納について 八代年金事務所（☎0965-35-6123）
申請について 市市民課国保年金係（☎22-2111 内線1023）

復興まちづくりについて意見を交わしました

市では、昨年11月に取りまとめた人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプラン素案を市民と共有し、内容をよりよいものとするアイデアを出してもらうため、12月22日に「人吉復興まちづくり合同意見交換会」を市保健センターで開催しました。高校生や地域住民、まちづくり団体、事業者など市民ら約130人が参加。

はじめに同プラン素案の内容を景観デザインや交通、夜間景観などの専門家が説明。その後参加者は「中心市街地エリア」「青井エリア」といったエリアごとや、「夜間景観」「暮らしの満足度向上」といったテーマごとにテーブルに分かれて議論しました。

各テーブルでは、「川遊び用に中川原公園でライフジャケットを貸し出すブースを設置しては」、「入湯手形を作って温泉巡りができれば」といったアイデアのほか、自分が関わりたいこととして、高校生から「青井阿蘇神社の魅力向上のためベンチの設置を企画したい」、「観光客にカヌーを体験してほしい」などの意見が出されました。

合同意見交換会での意見や1・2月開催の担い手ワークショップで出された事業のアイデアなどを受けて、市では3月に「人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプラン」を発表する予定です。

問合せ 市復興支援課まちづくり推進係（☎22-2111 内線3115）



▶次の時代のまちづくりを担う高校生も多数参加して意見を交わした



◀付箋に書き出したさまざまな意見は、テーブルごとに発表

復興まちづくりのこれからを話す「まちなかフォーラム」開催

アクションプラン素案の公開以降、合同意見交換会や担い手ワークショップを経てさらに具体化が進んだ同プランを公開する「まちなかフォーラム」を開催します。次年度に実施を予定している社会実験のイメージを共有しながら、担い手となるまちの皆さんとトークセッションや意見交換も行う予定です。誰でも参加できます。

期日 3月15日（土）

時間 午前10時～正午

場所 カルチャーパレス小ホール

申込方法 市ホームページから申し込んでください。

申込期限 3月14日（金）正午まで

問合せ 市復興支援課まちづくり推進係（☎22-2111 内線3115）



▲市ホームページ

アクションプラン出張窓口を設置しました

市では、アクションプラン策定の一環として、市職員がまちなかに出向き、同プランに関する質問を受け付け、意見を聞かせてもらう「アクションプラン出張窓口」を設置します。アクションプランについて詳しく知ることができますので、ぜひお越しください。

期間 2月3日（月）～7日（金）

時間 午前9時～正午

場所 肥後銀行人吉支店1階

※相談窓口設置期間以外でも、市復興支援課（市役所3階3-3番窓口）でいつでも対応していますので、お気軽にお越しください。

問合せ 市復興支援課まちづくり推進係（☎22-2111 内線3115）